

奥出雲町学校再編 基本計画検討委員会

答 申

検討事項

極小規模の小学校の方向性について

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

平成21年1月

奥出雲町学校再編基本計画検討委員会

平成21年1月16日

奥出雲町教育委員会

教育長 若 槻 慎 二 様

奥出雲町学校再編基本計画検討委員会

委員長 肥 後 功 一

副委員長 中 林 英 清

町立小中学校及び幼稚園等における学校規模及び学校配置のあり方について（答申）

平成19年9月20日付けで奥出雲町教育委員会教育長から諮問のあった町立小中学校及び幼稚園等における学校規模及び学校配置のあり方について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

全国的に少子高齢化が進む中で、奥出雲町においても小学校で昭和56年、中学校で昭和50年、幼稚園では昭和54年を最後のピークに、児童生徒数はその後大きな減少が続いてきた。このため、すべての学校で学級数が減少し、学校の小規模化が進展してきた。こうした学校の小規模化が進む現状は、各学校間において学校規模のアンバランスを生じさせ、教育環境の不均衡の他、教育効果への影響も危惧されている。

既に全国の自治体においては、学校教育の充実を目指した学校規模の適正化、そして学校の適正配置への取組が行われている。

奥出雲町学校再編基本計画検討委員会では、人間力の育成を念頭におき、奥出雲町の現状及び将来を勘案し、児童生徒が健やかに育まれる教育環境を最優先として、学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方、適正規模の基準について様々な検討を行い、奥出雲町の小学校における学校規模及び学校配置のあり方、並びに幼児教育の方向性について答申する。

本来、学校の適正規模については、法制面ではあくまで「標準」であり、最良の教育環境の改善を期待したとしても、一概に学級数の上限、下限をもって判断できるものではない。それゆえに、今日の社会状況が激しく変化する中で、多様な教育改革への取組によって学校も大きく変革していく状況を考えれば、奥出雲町としてあくまでも望ましい規模として結論を出さざるを得ないところである。

学校の適正配置については、適正な学校の規模の確保を目指すものであり、その方策として、通学区域の変更、学校の統廃合等が組み合わされて改善されていくものである。各学校やその通学区域は、それぞれの歴史とともに地域社会との深い結びつきをもち、学校そのものはまちづくりや防災の拠点としての機能を併せ持っている。

このような役割を考慮し、学校の適正配置は、地域関係者、保護者の意見を尊重しながら、学校・地域・行政が連携し、一体となって進めていく必要がある。このために、学校別に個々の事例毎に具体的な方策を検討し、今後の学校のあり方や、統廃合時におけるその跡地利用も含めて、関係者等の理解を得て統廃合の対象校の再配置について、その具現化に向けて実施計画を策定し進めていくことが必要である。

また、乳幼児期の保育・教育の充実については、児童期以降の学力、体力、社会性などの発達、さらには人格形成に直結する最重要の課題である。特にグローバル化する現代社会を生き抜く力の基盤が乳幼児期に育まれることを考えれば、幼児教育の人的・物的環境を、未来を生きる子ども達にふさわしいものに整備していくことは地域の大人の責務である。同時に子育て世代の親たちが安心して子どもを産み育てることができ、子どもと共に地域で暮らすことの喜びと充実を味わえるよう条件整備していくことは、子どもの発達に良い影響を及ぼすだけでなく、地域の少子化に対する根本的な施策ともなりうるものである。

最後に、この答申を一つのきっかけとして町民一人ひとりが教育を取り巻く諸問題を真剣に考え、より良い奥出雲町の教育に向って発展することを切に期待するところである。

目 次

1	はじめに	1
2	奥出雲町小学校教育の現状と課題	1
	(1) 児童・生徒数の推移	2
	(2) 小規模校の抱える現状と課題	2
	(3) 複式学級について	2
	(4) ホッケー、剣道などの課外活動について	3
	(5) 地域の文化拠点について	3
	(6) 校舎等の現状について	3
3	小学校の方向性について	3
	(1) 奥出雲町における小学校の適正規模・適正配置の考え方について	3
4	幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について	4
	(1) 奥出雲町の現状と課題	4
	(2) 国の動き	5
	(3) 幼児教育の方向性について	5
～参考資料～		
	資料1 諮問文	6
	資料2 具体的諮問事項	7
	資料3 検討委員会設置要綱	9
	資料4 検討委員会委員名簿	11
	資料5 作業部会委員名簿	14
	資料6 検討経過	15
	資料7 町立小中学校児童生徒数・園児数の推移及び見込数	18
	資料8 旧耐震基準の対象校	19
	資料9 学級編制、教職員配置の基準及び町内複式学級の状況	20

1 はじめに

本町は、平成17年合併時に「豊かさ」「潤い」「活力」を基本理念とし、新町発足時に策定した「過疎地域自立促進計画」の第7章において「次世代を担う児童・生徒が、地域の歴史や文化を正しく理解し、郷土への愛着と誇りを持ち、積極的に地域社会へ参画できるよう、さらに地域の発展促進を促すよう郷土教育の充実と再構築が必要」を掲げている。

本町においては、町民の教育にかける思いは強く、これまで地域が一体となって学校や子供たちを育ててきた。しかし、子ども達を取り巻く環境は、少子化の進行、核家族化、生活様式の変化、価値観の多様化などの様々な要因により大きく変化している。

本町は、人口減少及び少子化が進み、平成20年現在、児童・生徒数は、20年前に比べ、小学校で44%、中学校で40%、幼稚園で61%減少している。10年後には、現在よりも小学校で29%、中学校で42%、幼稚園で20%の減少が見込まれ、少子化と学校の小規模化は避けられないのが現状である。

このような状況の中、平成19年度町政座談会において、「小学校の児童数が激減している中で、小学校の統合を視野に入れ、教職員数・児童数など適正な規模を目指し、学校再編成に着手する考えはないか」、また、平成19年6月議会の一般質問において、「少子化が進行する中で複式学級の長所・問題点はそれぞれあるものの、適正な規模は自ずとある。少子化に対応した学校教育を目指し、会議体を立ち上げる考えはないか」との質問があった。

そこで、教育委員会として、次世代を担う、幼児・児童・生徒達に、また、これから生まれてくる子ども達に、より良い教育環境を残すことができるのか、準備できるのかについて、長期的な視野に立ち、学校の適正規模・配置について、検討・協議する必要があるとの考えのもと「学校再編基本計画検討委員会」を設置し、次の2項目について検討を行ってきた。

極小規模の小学校の方向性について

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

2 奥出雲町小学校教育の現状と課題

適正な学校規模の条件は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条で「小学校の学級数はおおむね12学級から18学級までであることとされ、小学校では各学年2～3学級で構成される規模となる。また、通学距離は小学校でおおむね4km以内、中学校にあっては6km以内であること」と基準が示されている。しかし、この基準は、全国的な標準の規模であり、本町において、標準となる規模を満たしている小学校はなく、すべて小規模ということになる。中山間地域である奥出雲町では、地勢・交通等の諸条件から、その実現は困難である。

(1) 児童・生徒数の推移

本町の児童・生徒数の推移を見ると、平成元年に幼稚園児が411人、小学生が1,422人、中学生が797人在籍していたが、20年後の平成20年度には、幼稚園児は162人、小学生は787人、中学生は480人に減少した。また、10年後は、幼稚園児が128人、小学生が489人、中学生が276人に激減することが見込まれている。

(2) 小規模校の抱える現状と課題

人間は人の中で育つという。人間関係が希薄化し、社会性の低下が指摘されている現在、子ども達の社会性や豊かな人間性を育むには、ある程度の集団の中で学習・生活ができる環境を整えなくてはならない。特に、グローバル化したこれからの世の中を生き抜いていく子ども達に、日常生活の中で人と人とのふれ合いの場を保証し、多様な価値観を学ばせ、多様化した社会に対応する能力、コミュニケーション能力を育くむ必要がある。

しかし、奥出雲町内の小学校は全校が小規模校となり、現在、11小学校中5校に複式学級があり、平成26年には8校となることが見込まれ、日常生活の中で人との交わりが限られていくと予想される。異年齢のつながりは大切だが、学校教育が年齢別集団を基本としている点から、学校生活の大部分は学級で占められ、同学年の子ども同士の遊びや学習の中で自然に学ぶのが基本である。少人数学級、とりわけ「一人学級」「一人学年」といった極小規模の学校では、男女比率の偏りや異性のいない学級が生じ、心身の発達に望ましい教育環境を保障することができない。このような状況を学年を越えての全校活動や異学年交流や他校との交流学习や合同学習などの場を設定する工夫を試みているが、社会性の育成という点では、十分とはいえない。

一方、教科指導については、個人指導が徹底する利点はあるものの、多様な意見を述べたり、討論することによって思考の拡大、多様な価値観を育むためには、限られた人数による学習では限界がある。また、幼稚園から小学校卒業までクラス替えができないなど固定化された人間関係の中では、良い意味での競争心や社会性が育ちにくくなると考える。

(3) 複式学級について

児童数が少なく、一つの学年だけで学級を編制できない場合、国の学級編制基準では、2学年（引き続く二つの学年で16名以下）を合わせて複式学級を編制している。

知識・知的面での指導は、複式学級ならではの良さもあるが、マイナス面も大きい。例えば、異学年が同一教材で学習する場合、カリキュラムをA年度・B年度で編制する。下学年が上学年の内容を学習する場合は、内容の理解度が大きな問題となる。また、複式学級で学んだ児童が単式学級の学校へ転校した場合には、年度により学習していない内容が生じたり、転入生の受け入れにも同様な現象が発生する。異学年が違う内容を学習する算数の場合は、一人の教師が一単位時間で2学年を交互に直接指導するいわゆる「わたり指導」となる。

複式学級が増加すると教職員の配置数も減り、養護教諭、事務職員、美術・音楽・体育などを専攻している教師の確保にも困難をきたし、教師の勤務も通常の勤務以上の負担をもたらすことになる。また、全校児童数が15名以下になると、教員の配置基準により、教員数がさらに減少し、教頭が学級担任をするか、教頭無配置校になる。このことは、学校の管理運営が厳しくなり、ひいては教育水準の低下にもつながる恐れがある。

(4) ホッケー、剣道などの課外活動について

現在、町内には剣道、ホッケー、野球、サッカー、空手などのスポーツ少年団があり、児童による活気あふれる活動は、大きな教育的意義がある。一定以上の規模の学校では活動の選択肢も多く、児童が主体的・意欲的に活動できる場となるが、児童数の減少にともない、選択肢も限られたものになっている。

また、現状では学校単独でのチーム編制が難しく、複数の学校の児童によりチームが編制されている。このため、複数の学校の行事との調整や練習時間など様々な制約がある中での活動となっている。

(5) 地域の文化拠点について

学校教育が教育の主流であった時代は、学校は施設や教職員を含めて物的・人的に地域住民の心のよりどころとしての役割を果たし、地域文化の振興発展に大きく寄与してきた。しかし、情報化社会の出現等、社会情勢の変化に伴い、学校のみが教育の場であり、地域文化の拠点であった時代は終わりつつある。公民館も公民館長と主事が常駐し、施設も整備され、小学校に近接して全地区に設置され、地域の文化・生涯学習の拠点としての役割を果たしている。

(6) 校舎等の現状について

児童生徒の安全確保は学校運営の基本であり、充実した学習環境を確保するためにも老朽化した学校施設の整備が求められる。亀嵩小学校校舎が、建築後52年経過しているのをはじめ、平成26年には、4校5棟が50年以上となり、電気配線等の老化が進み、危険度が増大している。また、幼・小・中学校22校中11校23棟が昭和56年以前の旧耐震基準で設計施工され、うち17棟は何らかの補強工事が必要である。厳しい財政状況の中で、順次改修・補修を行っているが、現状のまま学校施設の整備を行うことが妥当か、判断する必要がある。

3 小学校の方向性について

(1) 奥出雲町における小学校の適正規模・適正配置の考え方について（小学校再編整備の検討基準値）

基準の想定期間は、現在の出生数から大幅な社会増（減）がないものとして予測される児童数を根拠とせざるを得ないことから、今後10年程度とする。また、学校規模については、複式学級のある小学校を「小規模校」とし、全校児童数が15名以下の小学校を「極小規模校」とする。

極小規模の小学校については

通学距離、通学路の安全等の地理的条件 学校が地域で果たしてきた役割等の
地域的意義、歴史的経過 老朽化の進行、及び、耐震補強工事の有無等の
施設の状況 良好な教育の質を担保するための財政状況
等を踏まえ、学校再編整備をすること。

小規模校についても、今後の児童数の減少や社会情勢の変化などにより、望ましい教育環境を確保するための、学校のあり方について検討する必要がある。

4 幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

(1) 奥出雲町の現状と課題

本町は、過疎化の進行とともに少子高齢化が進み、特に少子化傾向は顕著になっている。

0歳から5歳児の乳幼児数は、10年前の平成11年度843人から平成20年度には32%減の573人となり、今後とも減少することが推測される。

さらに就労形態の多様化、核家族の増加など、都市化の形態が現れ始めている。

幼稚園においては、町内9園のうち同年齢同一学級編制の園は1園のみで、他の園は異年齢混合学級である。異年齢の中でのつながりや育ちは大切ではあるが、3歳から就学前までの人格形成の基礎を培う重要な時期に同年齢学級の仲間として共通の目的を見出し、協力しながら実現する喜びを味わうことなどに困難な面がある。今後、さらに幼稚園の就園児数は減少していくものと予想され、集団が形成されにくく、十分な教育効果が発揮できない状況も懸念される。

また、幼稚園の1日の教育時間は4時間を標準としている。しかし、時代の流れや親の要望により、教育時間の終了後や長期休業中等に「預かり保育」を実施しているが、園により利用者数等に偏りがみられ、そのあり方についての検討も必要と考えられる。

次に、保育所においては少子化とはいえ、毎年入所児は増加している。これは近年、保護者の産休・育休明けの早期職場復帰により、乳児の年度中途入所が極めて多くなったことも背景にある。乳児に対しては、国の基準で保育士を多く配置しなくてはならず、年度中途での保育士確保に苦慮している現状がある。

加えて、0歳から就学前までの一貫した「養護」と「教育」の保育を願うとともに、安心して働きたいという保護者の願いから3歳以上の入所児数も多くなってきた。

このような中、老朽化や手狭になっている保育所の施設整備、保育士の確保、そして乳児期の養護、3歳以上の教育など、より一層の保育の質の高さや深まりが求められている。

また、子育てをしながら安心して働けるように、「保育時間の延長」「病児・病後児保育」「発達支援の必要な子どもへの保育」「休日保育」など保護者への多様な子育て支援が必要とされている。

(2) 国の動き

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、その社会を写す鏡のように子どもの姿も変わり、その育ちが危ぶまれている昨今である。このような中、国では幼稚園・保育所の特性を生かしつつ一体的な運営について検討を行い、平成20年度に「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」がともに改訂され、幼稚園と保育所の教育内容について整合性の確保など法的措置を講じてきている。また、幼稚園・保育所の一体化の取り組みもはじまり、「認定こども園」の設置運営基準が設けられ、就学前の幼児教育は、保育所・幼稚園・認定こども園、地域子育て支援センターなどで多角的に進められている。

(3) 幼児教育の方向性について

これからの奥出雲町における幼児教育の方向性については、町の現状と課題、国の動向及び平成18年11月の奥出雲町行政改革審議会の第三次答申を踏まえ、次のような観点から検討することが必要である。

町の宝であるすべての子ども達のために

子どもを支える周囲の大人たちは、子ども達の健やかな育ちのために、子ども同士で遊び、葛藤しながら学びあい、身近にある豊かな自然の中で伸び伸び遊べる体験や機会を与えていく役割がある。

保護者の安心した生活づくりのために

働きながら安心して子育てができるように、また不安や孤立感に陥りがちになる子育てを、楽しい夢ある子育てに変えられるよう、様々な子育て支援の環境づくりが必要である。

地域の発展のために

乳幼児の存在は、その健やかな育ちを期待するとともに地域社会や町民すべてに将来の希望を抱かせるものである。

子どもが健やかに育つために、家庭だけでなく保育所・幼稚園・小学校・地域の高齢者、ボランティアなどが手を携えていくことが必要である。

奥出雲町としては、保育・教育環境整備は町の根幹的事業として位置づけ、『子どもと家族を応援する奥出雲町』を実現するために、さらに強力で押し進める必要がある。そのために、今後の保育所や幼稚園等の運営は、乳幼児の生活や発達・学びの連続性を大切にし、幼稚園・保育所の一体的な運営による幼児教育の充実を図る必要がある。また、極めて園児が少ない幼稚園については、その存続の在り方を探るとともに、より望ましい形での統廃合について検討する必要がある。

奥教第 4 8 0 号
平成 19 年 9 月 20 日

奥出雲町学校再編基本計画検討委員会
委員長 肥 後 功 一 様

奥出雲町教育委員会
教育長 若 槻 慎 二

奥出雲町において今後、小中学校及び幼稚園等の適正規模適正配置を行うため、下記事項に関する総合的な検討について諮問します。

1. 町立小中学校及び幼稚園等における学校規模及び学校配置のあり方について

(理 由)

全国的に少子化が進む中であって、奥出雲町においても児童生徒の減少に伴い、小中学校及び幼稚園等の小規模化が進行している。

一方、建築後相当の年数を経過する学校が次第に増加し、今後改築及び耐震化が必要であるが、現在の厳しい財政状況を考慮すると、全町的な視点での学校規模及び学校配置を検討し整備していく必要がある。

子どもたちによりよい教育環境を提供するため、各層の幅広い見地から奥出雲町における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向などを勘案し、全町的な学校適正規模適正配置について、総合的に検討をいただくものである。

具 体 的 諮 問 事 項

1. 学校・幼稚園の現状【資料 1】

児童生徒数の推移

〔全体の傾向〕

奥出雲町内の児童・生徒数は、少子化等により年々減少の傾向にあり、平成 19 年度は小学校が 837 人、中学校が 450 人で計 1,287 人となっている。

今後の推移としては平成 22 年は 1,155 人（132 人、10.3%減）、平成 25 年は 968 人（319 人、24.8%減）が見込まれる。

〔小学校の現状〕

小学校は、町内に 11 校あり、その内 5 校において複式学級を編成しており、全数が小規模校という状況にある。

今後児童の減少により、平成 22 年には 692 人（145 人、17.3%減）4 校が 30 人以下となり、平成 25 年には 594 人（243 人、29.0%減）となる見込みである。

〔中学校の現状〕

中学校は 2 校が設置されており、平成 19 年 450 人で、生徒数は年々減少傾向にある。平成 25 年には 374 人（76 人、16.9%減）となる見込みである。

〔幼稚園の現状〕

幼稚園は、休園中の 1 園を除き 9 園設置しており、一部を除き各小学校に隣接して設置している。

平成 19 年度においては、2 園が 10 人以下の児童数で極小規模となっている。

学校施設の現状【資料 2】

〔老朽化〕

学校施設で老朽化に伴う建物の改築対象年数（国庫補助事業の対象）は、構造により、木造 24 年、鉄筋コンクリート造 50 年、鉄骨・その他造は 35 年と規定されている。

小学校では平成 25 年に 5 校が規定の年数を超える。

幼稚園は、9 園すべての園舎が規定の年数以下である。

〔耐震性〕

耐震基準は昭和 56 年に新基準が定められ、それ以前の建物については耐震診断を行い、耐震性が無い場合には補強工事が必要であり、18 年度、各学校施設の耐震診断調査を実施している。

小学校において昭和 56 年以前の建物は、校舎 5 校、屋体 5 校となっている。

中学校では校舎が 2 校あり、屋体は 2 校となっている。横田中学校は、平成 18 年

度より大規模改修・耐震補強工事を行っている。

幼稚園は、休園中の1園をのぞき9園すべてが新耐震基準による建物である。

〔施設整備の方向性〕

学校施設の内相当数が耐震補強を含め、早急に整備していく必要があるが、奥出雲町も大変厳しい財政状況にあり、現在の各学校施設を整備することは困難であり、効率的な財政運営の面からも学校を再編し、整備していく必要がある。

2. 適正な学校（学級）規模について【資料3】

〔国が示す適正規模〕

学校の規模については、学校教育法施行規則第17条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を基準とする」と規定され、中学校についてもこの基準を準用する（同規則第55条）となっており、小学校では各学年2～3学級、中学校では各学年4～6学級で構成される規模が示されている。

〔複式学級の解消〕

奥出雲町は中山間地域で集落が点在する状況から、国が示す適正規模に合わせることは不可能であり、地域の実情に応じた最小限の規模を確保していく必要がある。

最小限の規模としては、集団学習による教育効果を上げるとともに、豊かな人間性・社会性が育まれる教育環境を担保する必要があり、そのためには複式学級の解消が最も重要である。

3. 適正な学校配置について【資料4】

適正な学校配置については、地域に根ざす学校、特色ある学校として適正な規模が確保できる区域とし、合わせて地勢・通学距離・通学時間等を考慮した配置が必要である。

4. 方向性を出していただきたい事項

極小規模の幼稚園、小学校についての方向性

今年度10名以下の幼稚園（2園）及び30名以下の小学校（2校）があるが、今後更に児童数の減少が見込まれ、集団としての幼児教育並びに小学校教育を推進する上から、極小規模の幼稚園・学校等については方向性を出していただく必要がある。

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

現在、保育所が4所、幼稚園が9園設置されているが、就学前児童の幼児教育の充実を図る上で、その具体的な方策について方向性を出していただく必要がある。

奥出雲町学校再編基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 望ましい学習集団の形成による町立小中学校及び幼稚園の適正規模、適正配置、幼児教育のあり方等について検討し、魅力と活力ある学校づくりを推進するため、奥出雲町学校再編基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に提言する。

- (1) 教育課程における基礎・基本の徹底を図り、知徳体の均衡を育むとともに生活習慣の定着を促すための方策に関する事。
- (2) 社会の変化や多様化に対応できる確かな学力の定着に関する事。
- (3) 町立小中学校及び幼稚園の望ましい学習集団の形成と適正規模、適正配置に関する事。
- (4) 町立小中学校の校区に関する事。
- (5) その他上記に関連した教育効果に関する事。

(委員の構成)

第3条 委員は、次の各号に掲げる組織等の者の内から、教育委員会が委嘱する委員36人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会
- (3) 小学校
- (4) 中学校
- (5) 幼稚園
- (6) 保育所
- (7) 保護者代表
- (8) 地域代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成21年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは委員の承諾を得て、任期を延長することができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、作業部会を置く。

- 2 作業部会に属すべき委員は、9人以内をもって教育委員会が指名する。
- 3 作業部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第8条 委員会の傍聴に関しては、奥出雲町教育委員会傍聴人規則(平成17年教育委員会規則第3号)を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行し、平成21年3月31日限り廃止する。

第 3 条 奥出雲町学校再編基本計画検討委員会委員名簿

平成 19 年度

区 分	氏 名	所属・役職・地区等	備 考
学識経験者	肥後 功一	島根大学教育学部 教授	委員長
町議会	千原 祥道	町議会議長	
	藤原 友征	総務文教常任委員	
	藤原 充博	福祉厚生常任委員	
	目黒 聡	産業建設常任委員	
小学校	安部 隆	横田小学校長	
	落合 俊夫	三成小学校長	
中学校	横路 仁朗	仁多中学校長	
	渡部 剛好	横田中学校長	
幼稚園	加本 楠雄	鳥上・横田幼稚園長	
	古井 美津江	阿井幼稚園教頭	
保育所	谷尻 圭子	三成保育所長	
保護者代表 (幼稚園)	恩田 昭宏	布勢幼稚園	
	川西 博司	三成幼稚園	
	松崎 卓也	亀嵩幼稚園	
	森山 貴博	阿井幼稚園	
	源 健次	三沢幼稚園	
	嵐谷 勉	鳥上幼稚園	
	足立 登	横田幼稚園	
	堀尾 薫	八川幼稚園	
	佐々木 浩永	馬木幼稚園	
保護者代表 (小学校)	赤名 芳也	布勢小学校	
	柴田 誠司	三成小学校	
	藤原 稔功	高尾小学校	
	若槻 和宏	亀嵩小学校	
	赤名 功	高田小学校	

	渡部 豊	阿井小学校	
	友塚 文明	三沢小学校	
	松崎 隆利	鳥上小学校	
	田部 博美	横田小学校	
	鳥谷 一徳	八川小学校	
	小早川 定雄	馬木小学校	
保護者代表 (中学校)	門脇 寿雄	仁多中学校	
	荒金 勇吉	横田中学校	
地域代表	中林 英清	自治会長会連合会長	副委員長
	足立 彰	自治会長会連合副会長	

第3条 奥出雲町学校再編基本計画検討委員会委員名簿

平成20年度

区分	氏名	所属・役職・地区等	備考
学識経験者	肥後 功一	島根大学教育学部 教授	委員長
町議会	千原 祥道	町議会議長	
	藤原 友征	総務文教常任委員	
	藤原 充博	福祉厚生常任委員	
	目黒 聡	産業建設常任委員	
小学校	安部 隆	横田小学校長	
	落合 俊夫	三成小学校長	
中学校	福田 充雄	仁多中学校長	
	岩田 靖	横田中学校長	
幼稚園	加本 楠雄	鳥上・横田幼稚園長	
	和久利紀子	布勢幼稚園教頭	
保育所	谷尻 圭子	三成保育所長	
保護者代表 (幼稚園)	川角 公二	布勢幼稚園	
	川西 博司	三成幼稚園	
	松崎 卓也	亀嵩幼稚園	
	渡部 賢司	阿井幼稚園	
	安部 和之	三沢幼稚園	

	嵐谷 勉	鳥上幼稚園	
	三好 信秋	横田幼稚園	
	高橋 寿久	八川幼稚園	
	才木 明文	馬木幼稚園	
保護者代表 (小学校)	内田 芳夫	布勢小学校	
	内田 博隆	三成小学校	
	藤原 勝見	高尾小学校	
	若槻 和宏	亀嵩小学校	
	石原 裕二	高田小学校	
	安部 悟	阿井小学校	
	佐藤 雄三	三沢小学校	
	部田 諭	鳥上小学校	
	松原 律子	横田小学校	
	田尾 清	八川小学校	
	小早川 定雄	馬木小学校	
	保護者代表 (中学校)	田中 聰	仁多中学校
諏訪 好映		横田中学校	
地域代表	中林 英清	自治会長会連合会長	副委員長
	岩佐 捷治	自治会長会連合副会長	

第 7 条 作業部会委員名簿

平成 19 年度

区 分	氏 名	所属・役職・地区等	備 考
学識経験者	肥後 功一	島根大学教育学部 教授	
小・中学校	安部 隆	横田小学校長	
幼稚園	加本 楠雄	鳥上・横田幼稚園長	
保育所	谷尻 圭子	三成保育所長	
保護者代表	門脇 寿雄	町 PTA 連合会 会長	
	荒金 勇吉	町 PTA 連合会 副会長	
	渡部 豊	町 PTA 連合会 副会長	
	佐々木 浩永	町幼稚園 PTA 連合会 会長	
地域代表	中林 英清	自治会長会連合会長	

第 7 条 作業部会委員名簿

平成 20 年度

区 分	氏 名	所属・役職・地区等	備 考
学識経験者	肥後 功一	島根大学教育学部 教授	
小・中学校	安部 隆	横田小学校長	
幼稚園	加本 楠雄	鳥上・横田幼稚園長	
保育所	谷尻 圭子	三成保育所長	
保護者代表	諏訪 好映	町 PTA 連合会 会長	
	田中 聡	町 PTA 連合会 副会長	
	松原 律子	町 PTA 連合会 副会長	
	渡部 賢司	町幼稚園 PTA 連合会 会長	
地域代表	中林 英清	自治会長会連合会長	

学校再編計画検討委員会の検討経過

第1回検討委員会（平成19年9月20日）午後7時～

検討委員会設置、進め方確認、現状把握・認識

- ・ 委員長、副委員長選出
- ・ 検討委員会の進め方、スケジュールの確認
- ・ 現状と課題について状況等、資料説明

第1回作業部会（平成19年10月18日）午後1時30分～

小規模校の課題について

馬木小の説明会を受けて、11、12月小学校区別11ヶ所で資料の説明会開催を決定

10月10日馬木小	11月1日亀嵩小	11月8日阿井小	11月9日鳥上小
11月12日布勢小	11月13日八川小	11月14日三成保	11月17日高田小
11月20日三沢小	12月2日横田小	12月7日三成小	12月9日高尾小

第2回検討委員会（平成19年12月13日）午後6時～

学校の適正規模の考え方について

- ・ 学校規模による課題（メリット・デメリット）
- ・ 学校運営上 学習指導上 集団生活
- ・ 適正な学校規模のあり方

学校の適正配置の考え方について

- ・ 適正配置の必要性和課題
（通学距離・時間）
- ・ 適正配置のあり方
（小学校・中学校の配置）

第2回作業部会（平成20年1月17日）午後1時30分～

学校の再編成の必要性について

保育所・幼稚園の保護者の意識調査（アンケート）を実施 319世帯95%回収
2月14日横田・高尾小学校の視察

第3回作業部会（平成20年3月4日）午後2時～

保育所・幼稚園の保護者の意識調査結果について

横田・高尾小学校の視察の感想について

「極小規模校」の考え方について

第3回検討委員会（平成20年3月18日）午後6時～

作業部会における検討経過及び検討結果の要約について
今後の方向性について

第4回作業部会（平成20年6月27日）午後2時～

平成19年度協議事項等の経過報告
今後の進め方について

第5回作業部会（平成20年7月16日）午後2時～

学校の再編成の必要性について
幼稚園の方向性について
7月29日 幼稚園教頭会 これからの幼児保育・教育について協議

第6回作業部会（平成20年8月19日）午後4時～

「極小規模」の小学校の方向性について中間答申（案）について
幼稚園及び保育所における幼児教育について
8月25日 幼稚園長・教頭会 これからの幼児保育・教育について協議

第7回作業部会（平成20年10月3日）午後2時～

幼稚園の方向性について
幼稚園及び保育所における幼児教育について

第4回検討委員会（平成20年10月10日）午後6時～

奥出雲町学校再編基本計画の中間答申（案）について
幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

第8回作業部会（平成20年10月29日）午後2時～

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

第9回作業部会（平成20年11月19日）午後2時～

奥出雲町学校再編基本計画の中間答申（案）の修正について
幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について

第10回作業部会（平成20年12月1日）午後5時30分～

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について（案）の文章表現協議

第5回検討委員会（平成20年12月1日）午後6時～

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実について（案）審議

第11回作業部会（平成20年12月12日）午後2時～

幼稚園及び保育所における幼児教育の充実についての確認

奥出雲町学校再編基本計画検討委員会 答申について文章修正協議

第6回検討委員会（平成21年1月16日）午後6時～

町立小中学校及び幼稚園等における学校規模及び学校配置のあり方について 答申

町立小中学校児童生徒数・園児数の推移及び見込数

	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
布勢小	191	180	178	168	170	167	160	158	154	153	140	141	132	132	122	119	129	122	129	119	117	107	94	95	86	89	83	92	88	88	85	86	83	74	69	55	58	47	45	48								
三成小	263	267	261	283	293	281	292	267	270	246	209	197	176	173	161	170	164	174	166	174	182	180	181	174	174	162	150	141	139	149	153	149	146	136	134	122	130	118	119	106								
高尾小	33	32	29	26	25	29	30	26	31	33	33	29	27	31	26	22	21	20	21	17	17	19	18	19	18	19	21	18	17	17	17	17	14	16	16	14	13	12	11	11								
亀嵩小	101	108	99	104	109	101	111	110	115	115	119	120	122	119	105	98	85	80	75	72	71	62	63	64	57	57	60	61	56	55	54	49	50	43	40	38	39	35	29	31								
高田小	32	33	29	30	25	28	26	29	35	40	47	48	54	54	53	53	55	51	52	53	48	45	36	35	31	27	29	24	25	20	23	20	16	17	17	19	20	18	18									
阿井小	181	170	180	174	180	197	212	213	207	217	216	203	191	174	169	155	160	150	154	153	157	156	160	161	153	158	146	140	120	124	117	100	97	93	87	75	63	66	54	58								
三沢小	88	90	86	85	86	96	88	85	89	89	81	72	67	62	53	50	52	52	53	53	57	56	55	52	50	47	47	47	42	36	37	32	32	31	29	29	28	27	28	30								
鳥上小	103	100	105	100	95	93	92	96	92	99	104	100	103	101	106	100	105	108	106	103	99	99	89	92	88	87	86	83	84	65	58	50	39	35	30	29	29	34	37	40								
横田小	309	317	303	313	325	336	345	336	332	336	339	326	301	325	312	283	275	270	275	273	264	254	239	228	210	202	189	185	180	175	177	169	180	181	169	162	153	147	138	125								
八川小	153	167	151	154	149	148	142	132	128	133	137	145	141	152	157	156	150	137	135	131	134	120	112	116	104	96	97	91	94	90	89	86	94	81	75	68	64	61	50	46								
馬木小	184	174	157	159	160	153	152	149	150	152	152	156	158	145	157	150	154	144	127	124	117	107	105	101	98	94	94	91	84	85	87	86	82	86	82	83	75	68	65	60								
小学計	1,638	1,638	1,578	1,596	1,617	1,629	1,650	1,601	1,603	1,613	1,577	1,537	1,472	1,468	1,422	1,356	1,348	1,312	1,292	1,271	1,268	1,208	1,161	1,138	1,073	1,042	1,000	978	928	909	894	847	837	792	748	692	671	635	594	573	0	0	0	0	0	0		
仁多中	521	497	510	468	430	411	422	448	447	447	434	443	472	451	454	416	390	352	343	348	333	315	310	322	325	324	325	299	303	281	276	259	250	259	238	247	223	214	194	184	178	156	153	147	148	144		
横田中	492	441	431	395	366	351	356	395	372	365	337	353	369	380	343	362	359	390	351	359	335	346	336	338	319	295	279	279	253	258	236	227	200	220	217	216	192	175	180	188	181	162	133	129	128	135		
中学計	1,013	938	941	863	796	762	778	843	819	812	771	796	841	831	797	778	749	742	694	707	668	661	646	660	644	619	604	578	556	539	512	486	450	479	455	463	415	389	374	372	359	318	286	276	276	279		
布勢幼	63	55	49	45	52	55	53	46	34	37	40	38	40	31	38	38	38	41	33	22	23	37	28	26	26	28	29	30	25	25	21	17	12	10														
三成幼	56	42	58	62	49	56	31	40	30	31	28	35	35	30	55	60	60	59	65	67	61	51	51	45	48	52	46	47	44	30	36	34	24	17														
亀嵩幼	34	32	35	35	35	38	43	44	43	40	36	34	23	20	24	23	27	25	19	12	17	20	14	18	20	16	16	19	17	19	21	19	9	15														
高田幼	8	5	5	9	13	12	18	19	16	17	20	18	16	18	16	19	18	15	15	14	10	7	8	8	7	11	8																					
阿井幼															29	32	38	43	40	39	36	34	25	25	20	16	13	17	19	15	12	21	16	12														
三沢幼	31	23	30	34	30	31	31	27	23	19	15	18	17	15	20	18	18	16	14	14	15	17	13	15	16	14	8	8	9	11	7	6	8	10														
鳥上幼	50	45	26	32	30	28	34	35	32	32	34	32	37	35	33	39	37	30	26	29	25	32	34	23	24	24	22	15	10	10	8	15	14	14														
横田幼	88	102	106	112	124	110	100	115	120	102	92	107	94	77	93	95	80	77	74	70	71	72	61	58	50	55	53	43	41	41	44	58	54	44														
八川幼	52	41	40	40	50	47	36	43	49	46	52	51	47	50	53	36	39	42	38	32	31	34	30	22	22	29	33	23	20	21	27	34	15	15														
馬木幼	41	43	49	48	54	55	42	46	49	52	64	50	43	50	50	40	32	32	32	28	36	36	24	28	31	27	25	25	21	28	26	30	31	24														
幼計	423	388	398	417	437	432	388	415	396	376	381	383	352	326	411	400	387	380	356	327	325	340	288	268	264	272	253	227	206	200	202	234	183	161	154	152	149	146	143	140	137	134	131	128	125	122		

昭和56年以前の旧耐震基準の対象校

	施設名	棟名	構造	階数	竣工年月	大規模 改造	経過 年数	面積㎡
1	布勢小学校	管理教室棟	RC	3	S39.12	S63	45	1257
2	三成小学校	普通教室棟	RC	3	S41.8	S61	33	984
3	高尾小学校	普通教室棟	S	1	S51.11		33	120
4	高尾小学校	屋内運動場	S	1	S55.3		29	310
5	亀嵩小学校	普通教室棟	RC	3	S31.3	H1	53	1025
6	亀嵩小学校	屋内運動場	S、一部RC	1	S38.4		46	744
7	阿井小学校	校舎棟	RC	3	S56.3		28	1921
8	阿井小学校	屋内運動場	S、一部RC	1	S56.11		28	679
9	鳥上小学校	管理教室棟	RC	2	S51.3		33	1475
10	八川小学校	管理教室棟	RC	3	S39.7	H6	45	1188
11	八川小学校	屋内運動場	S、一部RC	2	S56.3		28	785
12	馬木小学校	屋内運動場	S	1	S38.3		46	492
13	仁多中学校	普通教室棟	RC	3	S47.12	H4	37	2413
14	仁多中学校	管理・特別教室棟	RC	2	S47.12		37	1342
15	仁多中学校	技術教室棟	S	1	S47.12	H4	37	250
16	仁多中学校	屋内運動場	RC+S	2	S47.12		37	1287
17	仁多中学校	昇降所	RC	2	S47.12		37	136
18	仁多中学校	昇降所	RC	3	S47.12		37	277
19	横田中学校	管理教室棟	RC	4	S47.3	H20	37	1423
20	横田中学校	普通教室棟	RC	4	S48.2	H19	36	2293
21	横田中学校	特別教室棟	RC	2	S48.2	H18	36	1040
22	横田中学校	屋内運動場	S、一部RC	2	S48.7		36	1668
23	八川幼稚園	園舎	S	1	S56.10		28	447

学級編制及び教職員配置の基準及び町内複式学級の状況

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

1. 学級編制基準

区 分	小 学 校	中 学 校
単式学級	40人以下	40人以下
複式学級	16人以下 1年生を含む場合 8人以下	2学年の計 8人以下
特別支援学級	8人以下	8人以下

* 単式学級 同学年の児童生徒で編制する学級

* 複式学級 2の学年の児童生徒で編制する学級

* 特別支援学級 学校教育法第75条に規定する特別支援学級

[平成20年度の複式学級の状況：11小学校]

学級数に特別支援学級は除く

学校名	学級数	複式の状況	学校名	学級数	複式の状況
布勢小	6		三沢小	4	3・4年、5・6年
三成小	6		鳥上小	4	1・2年、3・4年
高尾小	3	1・2年、3・4年、5・6年	横田小	6	
亀嵩小	5	3・4年	八川小	6	
高田小	3	1・2年、3・4年、5・6年	馬木小	6	
阿井小	6				

2. 教職員定数配置基準（普通学級の場合）

[小学校]

学級規模	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12
			15人 以下	16~ 37人									
配置数	2人	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15

[中学校]

学級規模	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
配置数	4人	6	8	9	10	11	13	15	16	18	20	21

* 配置数は、校長1人を含み、教頭及び教諭等の合計

* 養護教諭、事務職員等は、別の基準による